

万延元申ノ

十一月十七日付

# 組頭役中要用日記

増野 知象 識

増野家文書  
第11袋22  
Version 1\_1

【1頁】 2

1860  
万延元申ノ十一月ヨリ

組用日記

十一月十九日

一 緒方弥左衛門父弥兵衛 改名仕度由二而覚書差出候

案文

覚

替名

健遊

万延元庚申(1860)十一月

【2頁】 3A

受替

幽歳

右私父弥兵衛儀 前書之通り

改名仕り度 奉存候間 何卒

御心入を以被遂

御許容被下候様奉願候 此段

御序之節 宜様被成御取成 可被下候

奉願候 以上

月日

緒方弥左衛門

【3頁】 3B

同 廿八日

一 西尾平右衛門せ倅萬八儀 改名仕り度由二而覚書差出候事

替名

壮輔

受替

浩次郎

右文案前同断

さきの

一 先組頭 大谷利兵衛役中 御中間之萬右衛門

万延元庚申(1860)十一月

儀 先年竹

売払一件二付 下山廻り西尾久平御立山改之 おたてやま

根帳致詮議候得共 彼者自身山と八不相見 あいまえず

由一而其儀物筋

【注】 下二(七毛)須佐地、瀬尻の海浜両組担当地区のこと。現在の田万川町上田万、下田万地区。上二は宇谷、市丸両奥組の担当地区。現在の同町上小川、中小川、下小川。  
御立山二(おたてやま)益田家公有の用材林。目的により御囲山、御用心山、番組山、御預山、風防山、砂防山、魚付山、海上見入山などの名称を生じた。山検地によって御立山の新規設定、変更、廃止などを坪付帳に記載した。  
物筋二(毛のすじ)その筋。

【4頁】 4A

申出候処色々御詮議之上 縮<sup>つま</sup>止所萬右衛門不<sup>ふ</sup>届<sup>とど</sup>之

由二而

竹御押一相成 同人儀御咎被仰付之由 委細之儀 おとがめ

大谷氏二而記録有之候事 右二付頭 詮議 これあり

被仰付 先役 おあせつけられ

より萬右衛門方二石山之書伝か 又八言伝二而も何ぞ

慥<sup>たしか</sup>成<sup>なる</sup>

儀も有之候八委細書出候様沙汰相成居候一付 左

之通り 身柄役中書出候事

【注】押二(おし)とひおたてぬ。押収。とひおたてぬ。

文化拾四年丑ノ四月八日 覚

【5頁】 4B

御立山改被仰付候節 御役人様方左之通り

御当職 益田 又左衛門様

年行司 松本 良左衛門様

御裏判 椋木 六右衛門様

右之御銘々者御出張八無御座候事

御所務代 品川 文内様

御陸目附 中尾 弥三兵衛様

御組證人 三浦 伝蔵様

【注】 当職二(ごとうしやく)家老を以て任じ文武(学芸)事務(軍務)役員進退 租税徴収 金穀の融通など財務や民生など藩政全般を総括した常置の重職。益田家執政の最高責任者。その役所を職座 勤場と呼んだ。元治元年六月十八日以降、勤場を臣政堂と改称した。当職、裏判、年行司などの家老職に在職している者を総称して「当役中」又は「当役衆」と呼んだ。  
年行司二(ねんぎょうし)  
裏判二(うらはん)当職の事務繁忙に伴い各種の属職を設けた。裏判はその首班。当初は米銀の出納に関する書類の正否を調べ判決して捺印する職掌だった。の裏判と呼ぶ。  
所務代二(しよむたい)代官役。  
陸目付二(おかめつけ)当職の耳目となる役で、君命の徹底、諸職の勤怠を監察、役員の不正その他非違を検察弾劾し、鞫獄聴訴賞罰調査などを兼掌した。執政家老を除くと第一の要職だが裁決する権限はなかった。  
證人二(しようにん)各組所属の士の中から組頭の推薦で当職が任命した。諸士の給禄、馳走米等の收支清算を行い、禄高、馳走米、公借の控除、現金収入高等の帳簿を作成した。諸役の任命、罷免の辞令を代聞し、他国出行、家督相続等の申請書の進達などの事務を執行した。

【6頁】 5A

御山廻り 西尾 治右衛門  
 後付 御馬屋 新兵衛  
 打廻り 御組 利三左衛門  
 地下打廻り 同 十郎左衛門  
 庄屋 堀野 久左衛門  
 畔頭 石橋 廣助

右之通り御出張之節 小屋敷平 井手川内と  
 申御立山 私家預り居候分 私自身山一被仰付

【注】 山廻り = やままわり(山林に関する事務を執る山方の役人。御立山の撫育管理(立木の調査、伐採、植林など)監察に当たった。後付 = あとづけ(検使に付随する役。算筆を巧にして且つ厳直の人を要す。検使執務に不正あればこれを弾劾する故に、検使の一挙一動に注意した毛りのげり2000頁)  
 打廻り = (うちまわり)町村を巡回し不審者の追求、喧嘩の報告など犯罪の捜査や逮捕に従事する者。  
 畔頭 = (くろがしら)庄屋の相談役。年貢の収納、戸籍その他の用務を担当。庄屋が村民全体の責任者であったのに対して、畔頭は部落民に対する責任者であった。庄屋・大庄屋の推薦により代官が任命した。  
 屋敷平 = やしきびら(須佐方言で平)の意。「山の北びらを歩く」(Shiki)使。  
 井出川内 = (いしがわち)井出河内 萩市田万川町上田万瀬尻の地名

【7頁】 5B

被<sup>つか</sup>遣<sup>わ</sup>され 遣候様御願申上置候処 其後文政五年<sup>1822年</sup>  
 正月御役人御当職 松本良左衛門様 御裏判  
 黒谷源太左衛門様 御組頭石津伝右衛門様 御組  
 證人内田右右衛門様 御役之節 彼<sup>かの</sup>預り御山之内  
 新屋敷平 御山帳境之儀者 上中之尾切二見切り  
 相成候而 御引渡被仰付候 其後右山之内新屋敷  
 万延元庚申(1860)十一月

平道切下 採用手形被差免候上 毛上売払  
 申候処 紛無御座候 前断委細之儀者 養父  
 【注】 上中 = (かみなか)場所不明  
 道切 = (ぢつきり)上小川西分の地名か?  
 毛上 =

【8頁】 6A

萬右衛門より申伝御座候 已上  
 瀨尻組ノ  
 申ノ十一月 萬右衛門

前之通り覚書差出候一付 職座迄差出置候事  
 同 晦日  
 以手紙得御意候 御組内  
 内田権右衛門儀 上御用所

【注】 瀨尻 = (せじり)萩市田万川町上田万瀬尻

【9頁】 6B

用達人直詰被仰付  
 候条 此段明朝可有御沙汰候 已上  
 十一月晦日  
 増野 勝太様 益田三郎左衛門

万延元庚申(1860)十二月

御米方差引方兼

田村 順右衛門

奥 里山廻り

【注】御米方差引方「おんこめかたさしひきかた」引米方。諸臣の借禄をその禄額から差引きし処理する役。(本藩の未定方に相当)

【10頁】7A

御自分組内 来酉年万延二年

石川 要左衛門

引方前書之通り

被仰付候条 此段明朝

可被申渡候 已上

月日

増野 勝太殿 益田三郎左衛門

【11頁】7B

十二月朔日

一 前書之通り致沙汰候処 御受御礼申上候二付

其段職座益田三郎左衛門方江 相達し候事

右二付 萩当役座江も披露状左之通り

一筆致啓達候 私組内

田村順右衛門 石川要左衛門儀

米引方役被仰付候間

【12頁】8A

申渡候処 難有仕合二奉存候

段 御請御礼申出候条 此段おつけ

御序之節 宜様被伝上可被下候

頼存候 恐惶謹言

増野 勝太

十二月朔日 判

大田 丹宮様

【13頁】8B

付り 其外組内隠居家替并一家督増石何ぞ

有廉儀其節之節者 萩当役座江も披露状

差出候事 都合文案前と同断

一筆致啓達候 私組内

何条何なにがし某隠居 世倅何々家督

被仰付之旨 其余前同断

一筆致啓達候 私組内

何条何某家督又八増石

【4頁】9A

被仰付之旨 前同断

脇組預り居候節之

一筆致啓達候 何条何某組

何野何左衛門何〃〃前同断

同 七日

澄川 米輔

右過安政三年1856辰年分山取方

【5頁】9B

御算用物上勘被仰付

候処 相違無之段 被

聞召 手際之儀 被

思召候 依之被成

御意候事

申ノ十二月

以手紙得御意候 澄川

米輔江別紙之通り沙汰

万延元庚申(1860)十二月

【注】山取方（やまとりかた）益田家の山野を支配する役。御算用物上勘（ごさんようぶかん）よつかん（よつかん）會計事務を司る役のうち諸計算統計を当職へ報告する役。

【6頁】10A

被仰付候条 此段可（しかるべく）然御沙汰

候事

十二月七日

同 九日

一 緒方弥左衛門父 弥兵衛事 改名健遊 西尾平右

衛門

廿俵萬八事 改名壮輔者孰茂願之通り改名

被仰付候段 手紙を以申来り候一付 早々令沙汰

候事

【7頁】10B

同 十日

在須佐證人 緒方弥左衛門

在郷證人 横田秀五郎

一 右之通り来酉年（万延二年）所勤いたし候様沙汰いたし候事

尤 弥左衛門儀 當申ノ年（万延元年）も證人役致（しよきんいたし）所勤

候得共在

須佐

万延元年庚申(1860)十二月

人柄差さしごとい 湊候二付 引続キ申附候事

同 十三日

以手紙得御意候 御組内

【注】人柄＝(ひとがら)良い人物。  
差湊＝(さしごとい)長州の慣用語読みで湊または間と書いて(つどい)。差し支え。ここでは人選に差し支えて外に良い人物が見付からないの意。(山口県史 資料編 幕末維新3 1024頁)

【108頁】 11A

御中間弥曾助 末松儀 明春

御参府二付 別紙之通り

御供被仰付候条 此段可有

御沙汰候 以上

十二月十三日

増野勝太様 松原八郎右衛門

覚

【109頁】 11B

加判座御附 瀬尻組ノ

弥三助

同

手明

末松

以上

右之通り早速致沙汰候様 證人緒方弥左衛門へ  
申付候事

同 十八日

一 此間致沙汰置候御中間弥曾助 末松共二三応之

【注】手明＝(てあき)雑用係。決まった仕事が無く手が空いていること。またその人

【20頁】 12A

御受御礼申上候由二而緒方弥左衛門拙宅罷出候二付

直様すくさま

同人を以 下拙口上二而 替職松原八郎右衛門方

迄差出候事

付り 此間より風邪二而罷居候二付前書之通り

同日

一 當年在郷證人中村五郎平 引合相済候二付 来酉ノ

年 證人横田秀五郎交代仕度段願出 右二付来ル

廿五日引渡物も有之 給夫とゞ言人差出呉候様緒

方弥左衛門を以願出

候二付間 届 石川七郎兵衛を以給使とゞ差出候二

付

【注】在郷證人ニ（きじ）うしよつにん）「在郷」は知行所の村落に住んでいること。益田家の各組には須佐居住の在郷證人と在郷證人の二人の證人が任命された。益田氏は関ヶ原以前の永祿の頃から阿武郡に積極的に進出、この地を領有していた。関ヶ原の戦いの後、毛利の減封封によって須佐に移住する際、これに随従した家臣団の中に、小川村の市丸、宇谷、千疋、友信などに在任していた益田家家臣が大勢いた。（市丸）栗山孫左衛門組、（宇谷）石津権兵衛組、（千疋）波田太郎右衛門組、（小川）増野十左衛門組、（友信）大谷権左衛門組、（下小川境）澄川吉兵衛組、（龍野）堀市郎右衛門組 などである。随従した武士はやがて徐々に召放ちされたり在宅武士、陪臣となつて郷居つたが、益田家の在郷武士は須佐移住当初の事情によつて生じたものと思われる。幕末の在宅武士の数は上小川（30）、中・下小川（3）、上田万（43）、下田万（14）、江崎（2）、合計（92）にあつた。（田万川町史496頁）  
引合ニ（きあひ）引き継ぎのことか？  
給夫ニ（きゆうふ）給人、給仕（給使）。雑用をする人。

【21頁】 12B

早速欠字力 被遂候様 弥左衛門迄致沙汰候事  
 御中間弥三助儀来春江戸御番手の御供被仰付候処  
 内輪至而之難渋其上気分相やい一付無よんどころなく 扱右御供之処  
 御断申出候事 同ノ手明末松儀も同様被仰付候処  
 是又内輪至而之難渋其上少々気分相やい有之候得とも  
 丸而御断申出候而者甚不都合と相考候二付 来御  
 番手御勘渡  
 之内御借かしさげ下仕度左候八且かつかつ々々御供可つかまつるべく 仕候  
 内願之趣も  
 申出之段弥左衛門より申出候二付拙者も気分相之儀  
 ゆ右兩人

【注】気分相ニ（きぶんやい）病氣のこと。気分合とも書く。  
 勘渡ニ（かんど）「勘」は勘定の意で益田家の本会計から公米銀を支給すること。または支出される公米銀を「つ」つと。または支出される公米銀を「つ」つと。また「かつかつ」辛うじてやつと。

万延元庚申（1860）十二月

【22頁】 13A

之儀同人を以早速替職松原八郎右衛門迄申出させ候事  
 付り 右兩人之御中間分 至いたって而之極渋故 無余儀よぎなく  
 兩人共御 理 申出之由之処 都合當組内江兩人之儀  
 一付て兩人共御断申出候而者甚不都合千万二而  
 候得者何卒そつらえは二々老人成共御供仕候様 年寄證人共  
 心こころばり 配を以末松儀者前書之通り申出候事

御中間分 棒取手稽古面着 瀬尻市味 二稽古  
 場之儀二付 二ツ面着二々差出候事

【注】棒取手ニ（ぼうとりて）棒術。棍棒を獲物とする武術。近世、六尺棒を標準として捕り物に使用。棒の手。  
 面着ニ（おもて）出勤者の名簿。  
 市味ニ（いちあじ）下田万の地名。市味は昔「市見」と書いた。ここに白山権現を祀つたとき、その祭礼を「市」と呼んでいた。参詣の人々はその市を見に来たことから市見と呼ぶようになった。其後権現は須佐水海引つ越したが、「見」を何時の頃から「味」と書き違えて用いるようになった（田万川町史237頁、414頁）

【23頁】 13B

付り 上書左之通り

年号月日

増野勝太組御中間棒取手稽古面着

見合何某

万延元年庚申(1860)十二月

右之通り横折帳ニ相あいととのえ 調差出候事

一 侍分射術稽古面着差出候一付前一同ニ稽古場

御目代石津伝右衛門迄緒方弥左衛門を以さしたさせ為差出候

事

付り 上書左之通り

【注】目代(もくだい)平安時代、鎌倉時代は国守の代理として任国に赴き事務を取り扱った役人。室町時代以降は代官。江戸時代では目付の称。

【24頁】 14A

年号月日

射術稽古面着

世話方 石川七郎兵衛

同 廿八日

一 今朝御土居罷出候様昨日差紙有之候得共気分相やい二付  
本尾官次相あいたのみ 頼差出代聞之趣左之通り

中村 五郎平

右於組内稽古世話方所勤之処行うしろくばりゆきとどき 届心 配之段

相聞御引立之御趣意二相あいかない叶 神妙

【25頁】 14B

之儀追々無おこたりにくそのせつをとくべくこれによつて 怠可被遂其節 依之被成  
御意候事

劔術 中村 泰一

右頭書之稽古出精之段相聞へ 御引立之

御趣意二相あいかない 叶神妙之儀 依之被成

御意候事

劔術 西尾 壮輔

右同断

【注】御土居(おんどい)「土居は土豪の屋敷。須佐では益田本家の屋敷内に勤場(後の邑政堂)があったので、勤場のことを指す。差紙(さしがみ)江戸時代、奉行所から特定の人に対して出す呼び出し状。召喚状。

【26頁】 15A

高津 権之進

右明年より萩御用所 筆者助役被仰付  
於尔時ときにおいて 被差出候事

緒方 弥左衛門

右当秋弥富・鈴野川両村之内検見被仰付 其節

御所務代御用湊つどい一付為しばらくやくとして 暫 役被差出被遂

苦劳候一付 銀壺両折紙頂戴被仰付候事



中村 藤馬

【注】筆者＝(ひつじや)記録所の書記。役所の日記等記録整理或いは諸種の通報などを控記する役。  
弥富＝(やどみ)現秋市弥富。  
鈴野川＝(すずのかわ)現秋市須佐町鈴野川。  
検見＝(けみ)中世近世の徴税法の一つ。米の收穫前に領主が役人を派遣して豊凶の検査をし、年貢高を定めること。

【27頁】15B

右当年も御用繁ク被遂苦勞候一付 被就

御気 銀式両御折紙頂戴被仰付候事

真嶋 徳助

右当年も追々精書仕様御覧出精之儀

被思召候 依之 筆吉對頂戴被仰付候事

此分 石津組内ニ而候者間違ニ而候一付当方より直

様石氏迄持せ候事

米五升

瀬尻組ノ 兵右衛門

右兼而木挽役相勤 当年秋年寄

【280頁】16A

部屋御普請其外之役目繁ク骨折候一付

頭書之八木被下置候事

万延元年庚申(1860)十二月

三百文

瀬尻組ノ 孫右衛門

右当春秋年寄部屋御普請之節 木挽

棟梁相勤数々心配遂苦勞候一付 頭書之

鳥目被下置候事

月 日

【注】八木＝(やちぼく)米の量。  
鳥目＝(とりめ)錢の異名。近世迄の銅貨は円形で方孔があり、その形が鷲鳥(SUI)に似て「SUICHI」。

【29頁】16B

同 晦日

四組頭中

右稽古御引立ニ付而者 追々被

仰出も有之 於尔下承知之前一候処 近來者

組内諸稽古相 衰候様被聞召上 不相濟

事一付 是迄迎も無疎事一候得とも在郷ニ而も

稽古定日を立 人撰を以世話方任せ 毎月

頭役迄面着差出候様 其余頭中申合せ

【注】四組＝(よんぐみ)宇谷、市丸、須佐地、瀬尻の四組。益田家の軍制は元々八組(天蔵、市丸、立野、宇谷、友信、下小川、境、千疋)で編成されていたが元和七年に四組となった。

【30頁】17A

何分稽古成立候様僉儀筋尤肝要ニ被

思召候事

万延二年辛酉(1861)一月

付り 組内諸面着 是迄八館中懸役

座江被差出来り候処 御詮議之趣も有之

已来館中御目代△心差出候様

被仰付候事

申ノ十二月

前書之通り今日御沙汰相成候間 可被成御披見

【31頁】 17B

候 御披見後被差返被下候ハ、四組中ノ  
勘文箱江入置可申候事

石津 伝右衛門

大谷 利兵衛 様

増野 勝太 様

増野 作左衛門 様

右之通りニ被差廻候一付記置候事

【32頁】 18A

(白紙の頁)

【33頁】 18B

万延二酉正月二日

一 今朝定例組内射初見分可致筈之処拙者儀旧冬より

氣分相一付外勤も不得致様長髪其上役所江も病氣

之届出等仕候彼是一付此方二而者不 相 調證人緒

方弥左衛門

宅一而射初相調せ相濟候上夕方拙宅咄し二射初人数

一同罷出候様申聞 孰も拙宅罷出候上於中之間豆之粉

餅一而茶差出中間分之儀外之臺前一而同様差出相濟

候事

【34頁】 19A

同 三日

一 今朝正五ツ時御物初 規式一付同刻勘場迄一応

出勤いたし追 付御規式初り候一付例席罷出 当御

規式之儀者右席に而其年之一二之順を以着席候事

勿論帯刀一而着席候事

一 御規式初り候届とメ一之組証人壱人 射手固屋前

薄縁之辺罷出しぎいたし候一付四頭中致会釈 自夫

一二之順を以御規式相濟候上末之組証人壱人相濟

【注】物初 = ものはじめ(新年の事始め)

規式 = きしき(【注】定まった作法。きまり。さだめ)

薄縁 = うすべり(裏と縁を付けた筵で、家の中や縁側に敷くもの)

【357頁】 19B

之届とメ前薄縁之外レ迄罷出候事

付り 弓鉄炮共相済引取候節 壱人切薄縁之

外レ而じぎいたし候一付其組之頭回拶いたし候事

一 郡合中り六ッ 須佐地 石津伝右衛門

同 六ッ 宇谷 増野作左衛門

二之組 七ッ 市丸 大谷利兵衛

三之組 十ッ 瀬尻 増野勝太

弓組左之通り

筒 甲 西尾壯輔

筒 甲乙 内田権右衛門

筒 乙 梅津熊之進

筒 甲 熊谷千代槌

【360頁】 20A

甲 有田彦右衛門

尤受替之儀者 弓組帳江者仕出不申候事

万延二年

増野 勝太 弓組

酉ノ正月三日

受替 下 伊佐槌

万延二年辛酉(1861)一月

右之通り弓組帳二帳相あいとこのえ 調一帳八直すぐさま様御土居江  
差出一帳者組頭衆江證人持参候事

一 御規式相済候二付例年之通り四組頭当役中連名ニメ

【377頁】 20B

御用状差出候二付 判形相調引取候事尤職座月日

下タニメ

余者**当**筆頭ニメ筆並を以連名相調有之候事

一 当組内梅津熊之進儀当年始初めて而御規式罷出候二付其段

於勤場 職座迄相達候事

右御規式無滞相済候二付悦 尚届旁ニメ御規式人数

不のりはず 残拙宅江罷出候二付於中ノ間ノし差出 尚内田権左衛門

三ツ物手際二付扇子三本紙包ニメ差遣し候事

同 五口

【注】 御用状ニ(こようじょう)領主からの触書、廻状などを書留めたもの  
又願書や組の諸事を記録したもの

判形ニ(はんぎょう)印鑑  
のしニ祝儀の酒のこと。「のし」は延寿に通じ、中世の武家社会において  
も武運長久に通じるため、陣中見舞などに用いられた。  
三ツ物ニ(みつもの)扇、金、鼓の三種類の命図の道具。三器ともこい。

【380頁】 21A

一 御中間平右衛門 同ノ浅右衛門儀相済候由二而一礼

ニメ罷出候事

付り 右兩人共緒方弥左衛門召連参り候事

万延二年辛酉(1861)一月

同 六日

一 去節季組内稽古御せり立之御沙汰有之候一付 中村  
五郎平 右川七郎兵衛 尚当年證人横田秀五郎の三人江  
諸稽古世話方被仰付候段緒方弥左衛門代聞ニテ沙汰  
いたし候事 尚又当年より者射術勿論劔術共稽古

【注】節季ニ年の末。

【40頁】 21B

日之定 月々面着差出候様令沙汰候事

付り 劔術之儀者都合少人数之儀一付須佐地ニ毛

世話方三人ゆへ已上六人申合致世話候事

須佐地組とも

申合せ稽古仕面着之儀も両組相限之一面着

両組より一面着差出候事尚面着 須佐地仕出之節者

石津伝右衛門迄差出 瀬尻罷出之節者当方迄差出

候様申付候 射術之儀者は迄之通り一卜面着ニテ

業附迄相あいとこのえ 調月々差出候様令沙汰候事

付り 右之通り三人共呼出ニ而令沙汰筈之処行懸り

【注】須佐地 = (すさじ) 萩市田万川町下田万須佐地

【40頁】 22A

追おっつけ 附稽古始も有之儀一付前書之通り緒方弥左衛門  
代聞ニテ令沙汰候事

同 八日

御状致拜見候 此如御吉例過ル三日四組弓鉄御物始  
無とてこおりなく 滞

相済候一付中あたり付爰こどもと 元被差出候間致披見さそつて 左候而御

序を

以可おききにおよぶべく 及御おおせこされ 聞之通被仰越 致承知 右為御答

如此御座候 恐惶謹言

正月六日

大田 丹宮 判

【41頁】 22B

益田 勘兵衛 判

當役中四組頭筆並を以連名

右之通り御土居より持参一付致披見候事